

## 令和 2 年度食品安全委員会運営計画 新旧対照表（案）

項 目	令和 2 年度運営計画	令和 3 年度運営計画
第 1 令和 3 年度における委員会の運営の重点事項	<p>(1) 事業運営方針            食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施            食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。            本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進  <u>平成 30 年 6 月の農薬取締法の改正によって、国内登録のある農薬について一定期間ごとに最新の科学的水準に立って実施する再評価制度が令和 3 年度から開始されることから、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるよう準備作業を進める。</u></p> <p>b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施  <u>平成 30 年 6 月の食品衛生法の改正によって、食品用器具・容器包装について国際整合的なポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質に関し、評価指針等に基づき、リスク評価依頼がなされた物質から順次リスク評価を行う。</u></p> <p>c. 新たな評価手法の導入に向けた検討  <u>ベンチマークドーズ法について、「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針 [動物試験で得られた用量反応データへの適用]」（令和元年 10 月 29 日委員会決定）に基づき、その活用を進めるとともに、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。また、<i>in silico</i> 評価方法の活用を推進するため、その適用手順等について知見の蓄積を行う。</u></p>	<p>(1) 事業運営方針            食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 24 年 6 月 29 日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> <hr/> <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施            食品の安全に関する国際的動向等を踏まえつつ、評価指針の改訂の検討を行うとともに、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。            本年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。</p> <p>a. 食品健康影響評価の調査審議の透明性及び一貫性確保に資する評価ガイドラインの見直し  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成 22 年 5 月 27 日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</u></li> <li>・ <u>FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイダンスや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成 19 年 9 月 13 日委員会決定）の改訂を検討する。</u></li> <li>・ <u>薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成 16 年 9 月 30 日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</u></li> </ul> </p> <p>b. 農薬再評価に係る食品健康影響評価の実施  <u>農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 8 条の規定による再評価を受ける農薬に関し、「再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件」（令和元年農林水産省告示第 804 号）により、令和 3 年度下半期中に再評価を受けるべき者が農林水産省に資料を提出することとなったことから、評価要請がなされた場合、令和 2 年度までの準備作業を踏まえた評価指針等に基づき評価を開始する。</u></p>

	<p>② <u>リスクコミュニケーションの戦略的な実施</u>  <u>科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。</u></p> <p>③ <u>研究・調査事業の活用</u>  「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。</p> <p>④ <u>海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</u>  <u>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、協力文書を締結している機関との定期会合や海外の専門家を招へいして国際ワークショップを開催する等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。</u></p>	<p><u>c. 養殖魚等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価に着手</u>  <u>食品安全委員会の調査事業や農林水産省のサーベイランスにより関連するデータが蓄積されたことから、養殖魚等に使用される抗菌性物質について、薬剤耐性菌の食品健康影響評価を開始する。</u></p> <p>② <u>リスクコミュニケーションの戦略的な実施</u>  <u>リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。</u></p> <p>③ <u>研究・調査事業の活用</u>  「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（令和元年8月27日最終改正。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用するとともに、評価方法の企画・立案等にも迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う。</p> <p>④ <u>海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化</u>  <u>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</u>  <u>また、ウェブ会議システムやメール等を利用し、引き続き、海外の食品安全機関等と食品健康影響評価に関する情報交換を実施して連携強化を図る。</u></p>
<p>第2 委員会  の運営全般</p>	<p>(1) 委員会会合の開催  原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催  本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催  食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。  既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。  ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置</p>	<p>(1) 委員会会合の開催  原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> <p>(2) 企画等専門調査会の開催  本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。</p> <p>(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催  食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。  既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。  ① 原則として委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置</p>

	<p>② 専門調査会の下に部会を設置 ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議 ④ 関係する専門調査会等を合同で開催</p> <p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として<u>すべての</u>専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の総合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>	<p>② 専門調査会の下に部会を設置 ③ 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議 ④ 関係する専門調査会等を合同で開催</p> <p>(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として<u>全ての</u>専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。</p> <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の総合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> <p>(6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p>
<p><b>第3 食品健康影響評価の実施</b></p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p> <p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p> <p>2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。 本年度においては、<u>器具・容器包装について、ポリマー添加剤の評価に対応するため、食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針(令和元年5月28日委員会決定)の改訂を行うとともに、薬剤耐性菌について、国際的な動向を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に</u>関す</p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p> <p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p> <p>2 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定等を進める。 本年度においては、<u>添加物について、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月27日委員会決定)の改訂を昨年度に引き続きを検討する。</u> <u>FAO/WHOにおいて現在検討されている新たな食品中の微生物リスク評価のためのガイド</u>ン</p>

	<p>る評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を行う。</p> <p>農薬については、再評価制度の開始も見据え、最新の科学的知見を踏まえ、残留農薬に関する食品健康影響評価指針（令和元年10月1日委員会決定）の改訂に向けて精力的に検討を進める。</p> <p>添加物については、国際的な動向を踏まえた評価手法に関する研究事業の取りまとめを活用して、添加物に関する食品健康影響評価指針（平成22年5月27日委員会決定）の改訂を検討するとともに、遺伝子組換え食品等については、より適切な評価の推進のため、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成16年1月29日委員会決定）及び遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日委員会決定）の改訂を検討する。</p>	<p>スや国内外の微生物リスクに係る動向を踏まえ、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（平成19年9月13日委員会決定）の改訂を検討する。</p> <p>薬剤耐性菌について、国際的な動向等を踏まえたより適切な評価を推進するため、家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成16年9月30日委員会決定）の改訂を昨年度に引き続き検討する。</p> <p>ベンチマークドーズ法について、疫学研究で得られた用量反応データに同法を適用する場合の手順や考え方の整理に向けた検討を進める。</p>
	<p>3 「自ら評価」の推進</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の調査審議の推進</p> <p>前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進める。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。</p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>	<p>3 「自ら評価」の推進</p> <p>(1) 「自ら評価」案件の選定</p> <p>本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成16年5月27日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成16年6月17日委員会決定）を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> <p>(2) 「自ら評価」の調査審議の推進</p> <p>前年度までに選定された以下の「自ら評価」案件について、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、それぞれ調査審議を進め、評価書を公表する。</p> <p>① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成19年度決定）</p> <p>② 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）</p> <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報提供等</p> <p>「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。<u>その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。</u></p> <p>「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。</p>
<p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状</p>	<p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告</p> <p>食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状</p>

	<p>況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和3年2月を目途に実施する。</p>	<p>況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。</p> <p>また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を令和4年2月を目途に実施する。</p>
第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進	<p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>	<p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施 前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p>
	<p>(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>	<p>(2) 本年度における研究課題の実施 本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p>
	<p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>	<p>(3) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえた優先実施課題を策定し、別紙4に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p>
	<p>(4) 適正な経理の確保 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。</p>	<p>(4) 適正な経理の確保 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、10月頃に実地指導を行う。</p>
	<p>(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>	<p>(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p>
	<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p>	<p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進</p> <p>(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。</p>

	<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施  選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<p>(2) 食品安全確保総合調査の実施  選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>
	<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>	<p>3 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施  これまでに行った研究事業及び調査事業の活用状況について確認し、その結果について追跡評価を行う。</p>
<p>第6 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p><u>科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進するため、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。本年度の重点テーマは「食品安全の基本的な考え方」及び「食中毒」とし、重点対象者は学校教育関係者及び食品関係事業者とするが、機動的な対応が必要な案件が生じた際には、適切に対応する。</u>  <u>また、一般消費者などの国民を対象とした意識調査等を実施し、対象者のニーズの把握に努める。</u></p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。  (1) ホームページ  食品健康影響評価の結果、食品の安全性に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。<u>特に、一般消費者向けの情報について、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を見直し、本年度内に更新する。</u></p> <p>(2) SNS等</p>	<p><u>リスク評価機関としての食品安全委員会の認知度を向上し、食品安全に関する消費者の合理的な意思決定に資するため、様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施することにより、科学的知見に基づく食品健康影響評価等の食品の安全性に関する情報について、国民の一層の理解を促進する。本年度の重点テーマは「農薬」とする。</u>  <u>具体的な取組としては令和2年度に実施した食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに関する意識調査の報告を踏まえ、以下のとおりターゲットごとの対応策を検討し、実行する。</u>  a. <u>認知度向上を図るため、SNSの拡散機能を活用しながら、一般消費者に親しみやすい動画の配信等を行う。</u>  b. <u>消費者の食品安全に関連する意思決定の支援については、対象者に応じた媒体・機会を用いることにより効果的に行う。</u>  <u>具体的には、</u>  ・ <u>妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向けの情報、中学生向け情報等の提供</u>  ・ <u>地方公共団体に対する科学的情報の適切な発信の支援</u>  ・ <u>報道関係者、食品関係事業者との意見交換等を行う。</u>  <u>以下、意見交換会等の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意し、オンラインシステム等のツールを活用する。</u></p> <p>1 様々な手段を通じた情報の発信  食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。  (1) ホームページ  食品健康影響評価の結果、食品の安全性に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。<u>また、より見やすくなるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。</u></p> <p>(2) SNS等</p>

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、新たな媒体の活用を含めた各ツールの役割分担・連携について、前年度に行った利用状況分析やアンケート結果を踏まえ、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、改善を進める。

① Facebook

「食品安全委員会公式Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、上記利用状況分析やアンケート結果も踏まえた利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を「Weekly版」として発信するとともに、「読物版」として、消費者のみならず食品関係事業者等にも役に立つ食品健康影響評価等の内容や食品の安全に関する情報を分かりやすく解説して発信する。

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

「精講：食品健康影響評価」等の講座について、講座参加者への復習の機会と、講座に参加できなくとも講座内容を視聴する機会を提供するため、動画として見やすい形になるよう資料を入れ込むなどの編集をした上で、掲載する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、パンフレット「食品安全委員会」及び「キッズボックス総集編」を、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスター（2019年改訂）について、学会のブース出展等で掲示し、来場者への食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

くわえて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について、食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会等では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組みの理解増進に役立てる。

食品安全委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールについて、ツールの利用者や特性に応じた内容での発信となるよう、新たな媒体の活用を含め、各ツールの役割分担と連携を念頭に改善を進める。

① Facebook

「内閣府食品安全委員会公式Facebookページ運営方針」を踏まえた、機動的な対応が必要な健康被害案件や食中毒に関連した情報等の季節性を考慮した記事、利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時発信する。

② メールマガジン

委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信し、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を分かりやすく発信する。

③ ブログ

誰からもアクセスしやすく、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用し、Facebookで配信した内容を始めとした各種発信情報を掲載し、食品の安全に関する情報提供の場とする。

④ YouTube

従来対面で実施していた「精講：食品健康影響評価」や消費者との意見交換会等について、動画配信の活用を推進するとともに、より多くの閲覧が期待できるコンテンツの充実や双方向性の確保について検討する。

(3) 広報誌、パンフレット、ポスター、教材の作成

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく広報誌「食品安全」に取りまとめ、広く国民に情報を提供する。また、新たなパンフレット「食品安全委員会」を作成し、「キッズボックス総集編」とともに、意見交換会等において配布する。

リスクアナリシスの考え方やリスク評価の実例について解説したポスターについて、学会のブース出展の機会を捉えて掲示するなど、食品安全委員会の活動等に対する理解促進を図る。

加えて、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。意見交換会では、参加者に冊子を提供し、講座の内容や食品安全に関する知識・仕組

	<p><u>みの理解増進に役立てる。</u></p>
<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。</p>	<p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 一般消費者の食品安全に関連する様々な意思決定が、偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するため、以下の取組を行う。</p>
<p>(1) 評価書等の解説講座 食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を複数地域で開催する。</p>	<p>(1) 評価書等の解説講座 食品関係事業者、研究者や行政担当者等の専門家を対象として、食品健康影響評価やリスクプロファイルについて理解を深めるために、講座「精講：食品健康影響評価」を開催する。</p>
<p>(2) 意見交換会、講師派遣等 波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を各地で開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。 また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。 食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。</p>	<p>(2) 意見交換会、講師派遣等 波及効果が期待できる層を対象として、地方公共団体と食品安全委員会の共催の意見交換会を開催し、食品安全に関する科学的情報を提供する。当該意見交換会では児童・生徒、保護者等への波及が期待される学校教育関係者及び食品を供給する立場にある食品関係事業者を対象とする。 また、広く一般消費者を対象とした食品安全に関する講座として、地方公共団体、消費者団体、関係職能団体、事業者団体等が主催する意見交換会やセミナー等に講師を派遣する。 <u>これらの意見交換や講師派遣に当たっては、地域的な偏りの無いよう配慮する。</u> 食品安全委員会の国際的な認知度の向上と国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修への講師派遣依頼についても、積極的に対応する。</p>
<p>(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>	<p>(3) 訪問学習受入れ 食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。</p>
<p>(4) 食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>	<p>(4) 食の安全ダイヤルの活用 食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。</p>
<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>	<p>3 関係機関・団体との連携体制の構築 (1) リスク管理機関との連携 関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p>

	<p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照) さらに、リスクコミュニケーションの成功事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、定期的に意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 マスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演等とブース出展を行う。</p>	<p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。(2(2)参照) さらに、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携(円滑に情報交換できる体制の構築) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、円滑に情報交換できる体制を構築するため、意見交換や情報提供を実施し、関係強化を図る。 特にマスメディアの間では、幅広く国民に科学的知見に基づく食品の安全に関する情報が届くよう、季節性や話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施する。また、消費者団体との間では、要望を踏まえつつ、構成員も参加する場への講師派遣等を実施する。</p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、更なる連携強化を図る。具体的には、重点化する学術分野を明確にした上で、学会において講演等とブース出展を行う。</p>
<p>第7 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月(着任者研修・実務研修)、12月(確認訓練)を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> <p>2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> <p>3 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、4月～11月(着任者研修・実務研修)、12月(確認訓練)を目処にそれぞれ行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>

<p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>	<p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を、毎日収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）へ登録し、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係機能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p>
<p>第9 国際協定の推進</p>	<p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p><u>2020年5月 Prion2020</u>  <u>5月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）トレーニングコース</u>  <u>6月 第89回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）（テーマ：食品添加物）</u>  <u>6月 第35回OECD農薬作業部会</u>  <u>8月 米国バイオ規制視察</u>  <u>9月 JMPR</u>  <u>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2020</u>  <u>10月 第90回JECFA（テーマ：食品汚染物質）</u>  <u>10月 化学物質の複合曝露に関する国際ワークショップ及びリスク評価手法に関するリエゾングループ物理的会合</u>  <u>2021年3月 米国毒性学会（SOT）</u></p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p> <hr/> <p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p>海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <hr/> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、<u>職員の派遣等の人材交流</u>、食品健康影</p>	<p>1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣</p> <p>以下のスケジュールで開催される国際会議等（<u>ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。</u>）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p><u>2021年6月 第91回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）（テーマ：食品添加物）</u>  <u>6月 第36回OECD農薬作業部会</u>  <u>8月 ドイツ連邦リスク評価機関（BfR）サマーアカデミー</u>  <u>9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSRS）2021</u>  <u>11月 BfRシンポジウム（テーマ：毒性学に関する評価技術等）</u>  <u>2022年3月 米国毒性学会（SOT）</u></p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会合等に委員等を派遣する。</p> <hr/> <p>2 海外の研究者等の招へい</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、これに伴う海外からの入国制限が十分緩和されたと判断できる場合、海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。なお、海外から専門家を招へいできない状況が続く場合は、ウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。</u></p> <hr/> <p>3 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、<u>ウェブ会議システムやメール等を利用</u></p>

<p>響評価に関する情報交換等を実施する。<u>また、国際共同評価への参画等に努める。</u>委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合を開催する。<u>また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</u></p>	<p>し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。<u>また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）及びデンマーク工科大学（D T U）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（F D A）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。</u></p>
<p>4 海外への情報発信  食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。  食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>	<p>4 海外への情報発信  食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。  食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルのPubMed Central（PMC）への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。</p>